

入会のしおり

The logo for JIRA, featuring the letters 'JIRA' in a bold, black, serif font. A thin, grey, horizontal oval line is drawn around the letters, passing behind them.

一般社団法人日本画像医療システム工業会

Japan Medical Imaging and Radiological Systems Industries Association

入 会 の し お り

1. 一般社団法人日本画像医療システム工業会の概要

(1) 定 款 (抜粋)

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本画像医療システム工業会（英文名 Japan Medical Imaging and Radiological Systems Industries Association 略称「J I R A」）と称する。

(目的)

第3条 当法人は画像医療システムに関する標準化の推進、品質及び安全性の確保、技術の向上、流通及び販売の適正化等を国際的に図ることにより、この関連産業の健全な発展と国民の健康の保持増進に寄与し、もって国民福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 画像医療システムに関する規格の作成及び標準化の推進
- (2) 画像医療システムの品質及び安全性並びに技術の向上に関する研究調査
- (3) 画像医療システムの生産、流通及び貿易の増進並びに改善
- (4) 画像医療システムに関する展示会及び技術指導等に関する講習会、研究会の開催並びに参加
- (5) 画像医療システムに関する法令、基準等の周知徹底及び行政施策に対する協力
- (6) 薬事法施行規則に定められた高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者等の営業管理者及び医療機器の修理業者の責任技術者に対する継続的研修
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 画像医療システムの製造又はこれに関連する事業を営み、当法人の事業に賛同し、その事業活動に協力しようとして入会した法人
- (2) 名誉会員 当法人に対し特に功労があり、理事会の推薦により社員総会の承認を受けた者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(部会及び委員会等)

第34条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、部会及び委員会等を設けることができる。

2. 部会及び委員会等の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(2) 組織構成、関係省庁・団体等

(JIRAの組織構成、部会事業、関係省庁・団体等は下記URLから参照できます)

<http://www.jira-net.or.jp/outline/organization.html>

(3) 事務局

住所 〒112-0004 東京都文京区後楽2-2-23 住友不動産飯田橋ビル2号館6階

TEL 03-3816-3450

FAX 03-3818-8920

(4) 会員名簿(下記URLから参照できます)

<http://www.jira-net.or.jp/outline/member.html>

2. 入会(入会資格・入会金・年会費)

(1) 入会資格

画像医療システム(放射線等を利用して患者の診断、治療を行うことを目的とした機器及びこれに関連する部品、附属品等を含むシステム)の製造業、製造販売業、販売・貸与業、修理業その他関連する事業を営む法人。

(2) 入会金

100,000円

(3) 年会費

当工業会会費規定に定める会費算定基準によって決定します。

会費は上期(4~9月)と下期(10~3月)の6カ月ずつ4月末、10月末の前納になります。期の途中の入会の場合は、入会後の月数(入会した月を含む)に応じた額を初回会費として納入していただきます。

(4) 年会費の算定

当工業会が取り扱う画像医療システム関連の機器、用品、メンテナンス、その他(会費算定基準調査品目適用一覧[PDF])、の直近2年間の年商総額(輸出も含む)の平均額より会費算定基準表[PDF]により決定します。

*ご不明な点があれば当工業会事務局にお問合せ下さい。

3. 参 考

- (1) 当工業会の展示会などへの出展は、本会会員を優先します。
この場合の本会会員とは当該展示会開催6カ月前現在において本会に入会している会員をいいます。
- (2) 当工業会会員は当工業会の持つOSIオブジェクト識別子の枝番を登録してDICOM-UIDで会員の期間利用することができます。

4. 入会手続き概要

1.入会の申込み

- (1) 当工業会のWEBサイトの「工業会概要」欄にある「入会のしおり」→「入会申込」とクリックし「入会希望申請画面」に所定事項をご記入して頂き「入力完了」をクリックして下さい。
入会申請担当者宛てに入会申込用の仮IDとパスワードが送信されますので、引き続き手続きをお願い致します。
- (2) 入会の申込みは、入会の為のWEB入力フォームから入力するか、エクセルシートをダウンロードして提出して下さい。
- (3) ただし捺印が必要な以下の①～⑤の書類については、パソコン上で入力後、印刷して、⑥会社概要及び⑦カタログと合わせて郵送して下さい。

①入会申込書

②紹介状

入会に際しては、原則として当工業会会員の紹介を必要とします。
紹介者がいない場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付して下さい。

③会員代表者届

原則として専業の場合は法人を代表する役員、兼業の場合は法人を代表する役員又は医療機器部門を代表する役員とします。

④JIRA 売上高調査票

[会費算定基準調査品目適用一覧\[PDF\]](#)を参照して売上高を記入して下さい。

⑤誓約書

入会に当たって、工業会事業への協力、コンプライアンスの徹底、機密保持、反社会的勢力の排除の4項目について誓約頂いております。

【コンプライアンス関係資料】

- ・ [JIRA 倫理綱領\[PDF\]](#)
- ・ [JIRA 競争法コンプライアンス規程\[PDF\]](#)
- ・ [JIRA コンプライアンス宣言&規定\[PDF\]](#)

⑥会社概要

「会社案内」「会社概要」「会社履歴書」等、貴社で作成しているパンフレット等

⑦カタログ

当工業会に関連する商品等のカタログです。新規参入でまだカタログが無い場合は簡単に説明文を作成の上添付して下さい。

2.入会審査及び通知

入会は定款の定めるところにより、理事会の承認を必要とします。ご提出頂いた書類により理事会において審議の上、承認されましたら入会決定通知書をお送り致します。入会決定通知書で正式に会費月額をお知らせすると共に、入会金と会費の請求書をお送り致します。入会金及び初回会費の納入後、会員としての権利が発効致します。

また、2年毎に売上高調査を実施し、それに基づいて会費の見直しを行います。
(同時に会員会社概況データの見直しも実施しますのでご協力を願います。)

* ご不明な点があれば当工業会事務局にお問合せ下さい。

電話：03-3816-3450 E-mail：soumu@jira-net.or.jp